

役員等報酬及び費用弁償規程

(平成 21 年 1 月 16 日制定 規則第 13 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三重福社会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、法人の役員、評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第 2 条 法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対して報酬を支給する。

- 2 法人の役員等に対して次の業務に従事した場合に報酬を支給する。
 - (1) 理事会、評議員会、評議員選定解任委員会及び各施設の福祉サービス委員会への参画
 - (2) 理事会で決定された特別な業務への従事
 - (3) 監事による定期または臨時監査
 - (4) 法人を代表しての諸行事・会議等への出席
- 3 第 1 項及び前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。
また、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合にも適用しない。
- 4 第 1 項の報酬の額は理事会で定め、毎月 30 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
- 5 第 2 項の報酬の額は、日額 4,200 円とし、業務の都度支払う。
ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

- 2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。
- 3 費用弁償は、業務の都度支払う。
ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(改 正)

第 4 条 この規程の改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。